

広島市スポーツ施設スポーツ目的外使用実施方針

1 趣旨

本市のスポーツ施設の設置目的を達成するため、施設の適正な管理を図ることを目的として、スポーツ目的外での施設の使用許可について必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設

スポーツ施設とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広島市総合屋内プール。ただし、会議室を除く。
- (2) 広島市スポーツセンター条例に規定するスポーツセンター及びスポーツセンター分館。ただし、会議室及び多目的室を除く。
- (3) 広島市運動場条例に規定する庭球場及び運動広場
- (4) 広島市体育館条例に規定する体育館。ただし、会議室を除く。

3 スポーツ目的外使用

- (1) 広島市総合屋内プール条例第4条第3項、広島市スポーツセンター条例第5条第3項、広島市運動場条例第2条ただし書及び広島市体育館条例第3条ただし書の規定に基づきスポーツ施設の使用許可を行う場合を「スポーツ目的外使用」という。
- (2) スポーツ目的外使用は、以下に掲げる場合に限りこれを行う。
 - ア 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間供するとき
 - イ 本市、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の事務事業遂行上、真に必要やむを得ないと認められるとき
 - (ア) 選挙の投票所として、他に適当な施設がないため、やむを得ず使用するとき
 - (イ) 健康診断、予防接種を実施するときに、他に適当な施設がないため、やむを得ず使用するとき
 - (ウ) 消防訓練を実施するため、やむを得ず使用するとき
 - エ 町内会、婦人会その他公共的団体及び公益的法人において、公益を目的とした事業又は行事のため、やむを得ず使用するとき
 - オ 学校等の入学式、卒業式、入学試験等の実施場所として他に適当な施設がないため、また、体験学習又は学校行事の用に供するため、やむを得ず使用するとき
 - ウ 地元対策など、その他必要やむを得ず使用すると認められるとき

4 使用許可の実施方法

- (1) スポーツ目的外使用に係る使用許可は、スポーツ施設の指定管理者が行う。
- (2) スポーツ施設の指定管理者は、上記3(2)に掲げた基準に基づき、スポーツ目的外使用に係る使用許可の決定を行う。
- (3) 上記3(2)「ウ 地元対策など、その他必要やむを得ず使用すると認められるとき」に該当することを理由に使用許可を決定する場合は、事前に広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課（以下

「スポーツ振興課」という。)に協議を行い、その了承を得ることとする。

5 留意事項

- (1) スポーツ目的に係る使用（スポーツ目的内使用）を妨げないため、原則としてスポーツ目的内使用はスポーツ目的外使用より優先し、許可申請の受付開始日において、目的内使用と目的外使用が競合した場合は、目的内使用を優先する。
- (2) 広島市総合屋内プール条例施行規則第4条第2項ただし書、広島市スポーツセンター条例施行規則第3条第2項ただし書、広島市運動場条例施行規則第3条第2項ただし書及び広島市体育館条例施行規則第3条第2項ただし書に定める使用許可の受付開始日より前の受付については、スポーツ目的外使用に係る申請に対しては原則これを行わない。

6 その他

上記1から5の取扱いに疑義が生じた場合は、スポーツ振興課に協議すること。